

在韓被爆者問題

平成2年5月
北東アジア課

1. 問題の所在

(1) 韓国国内には、広島・長崎で被爆し、その後帰国したものが多数存在。(韓国政府登録数2194名、韓国政府推定約3000名、在韓被爆者協会推定で約20000名)

(2) [REDACTED]

(3) 在韓被爆者の多くは十分な治療等を受ける機会に恵まれず。また、高齢化とともに在韓被爆者の不安は増加。

(4) 本件は、日韓間の過去に起因する問題のいわゆる3点セットの一つとして、韓国世論及び盧泰愚大統領自身の関心が極めて強く、同大統領訪日を控え、現在の日韓間の最大のホットイシュー。

2. 経緯

(1) 60年代後半より韓国国内で問題化。70年代後半より、日韓両国政府間で話し合い。(81年～86年、渡日治療実施)

(2) 87年11月、韓国被爆者協会より日本政府に対し、損害補償として23億ドルの支払及び原爆病院の建設を要求。

(3) 87年11月、盧泰愚大統領候補(当時)が、在韓被爆者に対し、「就任すればこの問題を必ず解決する。大統領になれば日本との間で損害補償問題を必ずただしていく」旨公約。

(4) 平成元年度予算において4,200万円計上。

(5) 90年初頃より、韓国政府は、大統領訪日時までに本件を最終決着すべき旨要望。(例えば、90年4月、日韓外相定期協議)

3. 我が方の基本的立場

(1) 法的には、日韓間の請求権問題は、全て1965年の日韓請求権協定により解決済み。

(2) 法的立場を離れても、本件は、韓国に居住する人々の問題であり、第一義的には韓国政府が国内問題として処理すべき問題。

(3) しかしながら、本件は、歴史的経緯を濃密に反映した人道上の問題でもあるので、日本政府としても誠意を持って対応。

(4) 盧泰愚大統領訪日を成功させ、両国関係を、過去に起因する問題の処理から、未来指向的な関係に高めるため、本件の抜本的解決を図る。

4. 基本方針

(1) 在韓被爆者が、被爆当時、特殊な歴史的経緯を背景に日本人であった人達であることに配慮し、基本的に日本人被爆者と同等の待遇が得られるよう、韓国政府の施策を補完すべく協力する。

(2) 具体的には、健康管理手当を支給し、治療費の自己支弁分をなくし、また、韓国の病院に必要な医療機器を配備すべく、大韓赤十字社内に基金を設立し、所要の額(40億円)を拠出する。

○

○

(3) いずれにせよ、日韓請求権協定との関連があるので、補償という形はとらないこととする。

5. 対処方針

盧泰愚大統領訪日の際の首脳会談について、海部総理より、40億円の基金設立を提示、対外的に公表する。

(別紙参照)